

## データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会の設置について

令和元年 10 月 8 日

初等中等教育局長決定

## 1 趣旨

これまで学校における児童生徒等の健康診断は、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されてきた。一方で、データ時代の今日にあって、健康診断結果は、健診時点のみならずそれまでの発育や健康状態の経過等を含めた情報を合わせて把握・蓄積することによって、保健指導や本人の健康の保持増進にもより効果的に役立てることが期待できることから、在学中のみならず生涯にわたる一貫した健康情報の管理が求められている。

政府全体としても、「経済財政と運営の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)において、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用する P HR (注) との関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020 年夏までに工程化する」こととされ、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、「乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める」とされるなど、P HR の推進に取り組むこととされている。

このような中において、学校現場においては健康診断情報が未だ電子化されていない学校も少なくないなどの実態もあることも踏まえ、文部科学省においては、学校健康診断情報の電子化を促進するとともに、政府全体の P HR 推進に係る議論と連携して、今後の必要な取組及び工程を整理する必要がある。

このため、P HR に対応した学校健康診断情報の電子化の在り方や、電子化した健康診断情報の利活用の在り方等についての検討会を設置するものである。

(注) 個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み  
(Personal Health Record)

## 2 検討事項

- (1) 学校健康診断情報の電子化の在り方について
- (2) 電子化した健康診断情報の利活用の在り方について
- (3) その他

## 3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができ

るものとする。

#### 4 実施期間

令和元年10月8日から令和3年3月31日までとする。

#### 5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局健康教育・食育課において処理する。

(別紙)

データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会委員

(50音順、敬称略)

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 浅野 明美 | 全国養護教諭連絡協議会会長<br>常陸太田市立世矢小学校養護教諭 |
| 田中 理恵 | 川崎市教育委員会指導主事                     |
| 東 邦裕  | 全国学校保健主事会会長<br>大阪市立墨江小学校校長       |
| 堀田 龍也 | 中央教育審議会委員<br>東北大学大学院情報科学研究科教授    |
| 村田 光範 | 東京女子医科大学名誉教授<br>和洋女子大学保健センター長    |
| 弓倉 整  | 公益財団法人日本学校保健会専務理事                |